

尾張旭市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援のための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪被害者等支援のための施策を推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者による不誠実な言動、周囲の者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の公的機関、犯罪被害者等支援を行う団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害及び再被害が生じることのないよう、十分配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供すること。
- (3) 市及び関係機関等の相互の連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっと

り、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と連携及び協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を孤立させないように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう、十分配慮しなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮しなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について、市民及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等支援を担う人材の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第12条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等及び市民からの意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。